



「古寺に 灯のともりたる 紅葉哉」

正岡子規

紅葉を愛でることを「紅葉狩り」という表現の仕方に日本人の感性の素晴らしさを感じられます。全国に、また山口県内にも紅葉狩りの名所はたくさんありますが、天神山の紅葉もきれいですよ。紅葉を見ながら俳句でも読んでみませんか。

スマートフォンについて考えましょう（5） ～危険な「ながらスマホ」～

今号も、さらにスマートフォンについて考えてみます。

街中で、歩きながらや自転車を運転しながら、スマホを操作している姿を多く見かけます。子どもたちだけでなく、大人の姿も多く見かけます。子どもたちは、やってはいけないということはわかっているのでしょうか、「危ないよ」と声をかけるとほとんどの子どもは、素直に止めてくれます。防府の子どもは素直です。

「センターだより第36号」でも、「歩きスマホ」は止めようと提案しましたが、ここで改めて、「ながらスマホ」には大きな危険性が伴うということを考えてみます。

先々月の新聞に、「スマホ死亡事故に有罪」というタイトルで横浜地裁の判決の記事が載っていました。内容は、「元女子大学生がスマートフォンを持った状態で自転車を運転していて、お年寄りの女性と衝突し、死亡させるという事故が起きました。元大学生には禁固2年、執行猶予4年という厳しい判決が言い渡された」とのこと。元大学生にとって今後の人生の大きなつまずきとなりました。

車を運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法違反です。違反をした場合は罰則が付きますし、当然事故を起こした場合は賠償が生じます。自転車による事故も同様に罪を問われ、賠償が問われることをご存知でしょうか？「自転車の事故だからたいしたことはないだろう」と軽く考えておられませんか。

以前、小学生が運転する自転車が62歳の女性に接触し、寝たきり状態にさせたとして、子どもの母親に約9500万円の賠償を命じる判決が下ったということがありました。この例から、「自転車による事故も賠償金は高額になるのだ」ということを認識しなくてはなりません。このように自転車による事故でも多額の賠償が生じ、その賠償は親が払うようになるのです。しかし、子どもには、そのようなことは理解できません。自転車の事故でもこのような大きな賠償金が生じることを子どもに伝えておかなければなりません。

東京消防庁管内では、歩行中の「歩きスマホ」や自転車運転中の「ながらスマホ」に係る事故のために、毎年30人を超える人が救急搬送されており、平成28年には50人が救急搬送されたそうです。この状況を、東京だけの状況と捉えるのではなく、私たちの身近で起きる可能性があるということを考えておかなければなりません。

事故が起きてからでは遅いのです。ぜひ、ご家庭で「ながらスマホ」の危険性について話し合ってみてください。